

山の手入れでお困りではありませんか？

「福岡県森林環境税」を活用した事業のご紹介

福岡県では、長期間放置されたスギ・ヒノキ林を手入れし、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、福岡県森林環境税を活用して、市町村が実施主体となり、強度間伐などの荒廃森林整備事業に取り組んでいます。

公益的機能が長期的に発揮できる森林を目指し、この機会に「福岡県森林環境税」を活用した森林整備を考えてみませんか？

※強度間伐とは、公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐のことです。

🌿 森林整備のメニューは次のとおりです 🌿

- ① 強度間伐・・・現地状況によっては間伐を 2回に分けて実施できます
- ② 作業路開設・・・間伐等を実施するために必要な作業路も開設できます
- ③ 侵入竹伐採・・・原則、①と同時の実施となります
- ④ 広葉樹植栽・・・伐採後、植栽されず放置された林地において行う広葉樹植栽など
- ⑤ シカ被害対策・・・④と同時の実施となります



🌿 森林環境税による山の手入れを勧める理由 🌿

- 福岡県森林環境税を活用して森林整備を行うため、森林所有者の経費負担はありません。
- 森林所有者自身による間伐などの森林整備は、事業実施後も、引き続き自由に行うことができます。

🌿 整備をすると山がこんなに良くなります 🌿



間伐前

6年後

間伐を行い林内に陽光が差し込んだ結果、下層植生が回復しています。

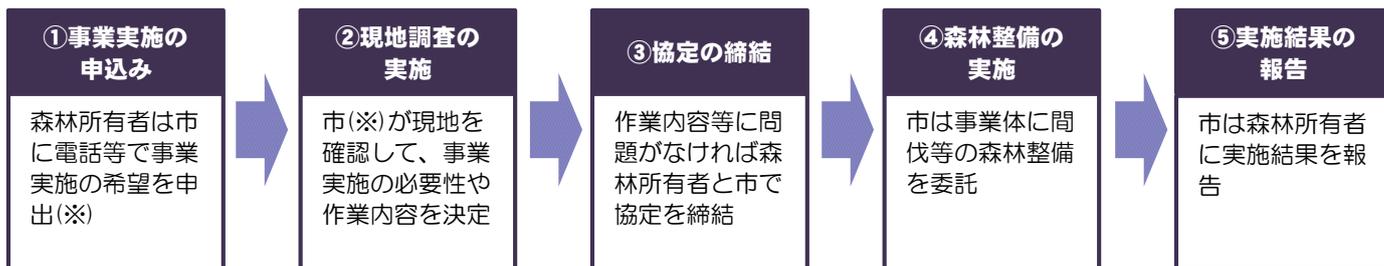


侵入竹伐採前

伐採直後

人工林に侵入した竹を伐採したことで、林内の光環境が改善されています。

事業実施の流れ



(※①)市からご案内をお送りする場合があります。(※②)市が委託した事業者が実施する場合があります。

事業実施に関する注意点

荒廃森林整備事業の実施にあたっては、うきは市と森林所有者との間で、事業効果を担保するための協定を締結していただく必要があります。また、対象森林が保安林でない場合は保安林に指定することで、森林が持つ公益的機能を維持することとしています。

協定の内容は以下のとおりです。

- 協定は5年間です。
 - ※ ただし、事業を実施して5年経過後に保安林指定が完了していない場合は、協定期間を20年を上限に、保安林指定が完了するまで延長します。
- 森林所有者による主伐や開発等による転用が制限されます。
 - ※ ただし、伐採時期(標準伐齢期)に達した森林で、伐採跡地に植栽される場合には、事業を実施して5年を経過すれば主伐が実施できます。
 - ※ また、森林の手入れをする間伐等は実施できます。
 - ※ 保安林に指定されると、立木伐採などの際に県知事の許可が必要などの制限を受けますが、税金が非課税になるなどのメリットがあります。
- この事業で生じた伐採木の森林所有者による利用が制限されます。
- 相続等により所有者が変わった場合は、協定を継承する必要があります。
- 協定内容に違反した場合や、やむを得ず協定を解除する場合は違約金が発生します。
- 伐採などの作業は、うきは市が委託する事業者(森林組合等)が行います。
- なお、森林整備を希望されても、現地調査等の結果、ご希望に添えない場合があります。

お問合せ先

- うきは市役所農林振興課 林政係 (電話：0943-75-4975)
- 福岡県朝倉農林事務所 林業振興課 (電話：0946-22-6585)

ホームページも是非ご覧ください。

